

資料 2

同一提供区域内において、保育の量の見込みを超過して認可希望が競合した場合における保育施設・事業所の選考基準（案）について

1 子ども・子育て支援新制度における保育施設・事業所の認可及び需給調整

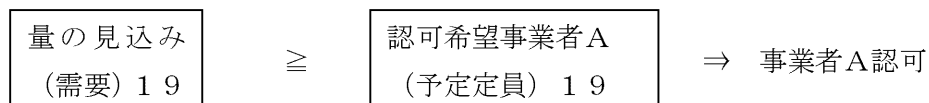
- 平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、各自治体において子ども・子育て支援事業計画を作成し、平成27年度から平成31年度までの5年間における、教育・保育の量の見込み（需要）をもとに、教育・保育施設の基盤整備を進めていくこととされています。
- 本市では、平成27年1月に策定した子ども・子育て支援事業計画において、保育ニーズがピークとなることを見込まれる平成29年度末までに、市内34の教育・保育提供区域ごとに教育・保育の量の見込みを定めています（別紙1参照）。
- 「子ども・子育て支援新制度」では、都市部における保育需要の増大に対応できるよう、保育所及び小規模保育事業等に係る認可申請（自治体が定める認可基準を満たすものに限る）が行われたときは、原則として認可することとされています。
ただし、欠格事由（資料4参照）に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合（別紙2参照）については、認可をしないことが認められています。

2 選考基準について

- 保育所や小規模保育事業等の整備が進んだ結果、整備必要量（量の見込みの残り枠）が少なくなった教育・保育提供区域においては、量の見込みを超過して複数の事業者からの認可希望が競合する可能性があります。このような場合、どの事業者を認可対象とするのか選考する必要が生じます。
- 競合した場合は、質の高い事業運営が期待できる事業者を選考できるよう、選考基準（案については別紙3参照）を定めることとします。
- 同一の提供区域内において、複数の事業者からの認可希望が競合し、かつ双方の事業者が予定する定員の合計数が整備必要量を上回る場合は、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会「認可・確認部会」において、選考基準に基づきどの事業者を認可申請の対象とするかお諮りしていきます。

<イメージ>

※ 量の見込み $\geq$ 予定定員の場合



※ 量の見込み $<$ 予定定員の場合



(ただし、教育・保育提供区域によって幼稚園や保育所の分布に偏りがあるため、提供区域をまたぐ通園の状況を勘案して、区域間で調整する場合があります。)

- 許可スケジュール(案)については、別紙4参照。
- なお、既存保育所の耐震化を推進するため、耐震化を伴う増改築工事による定員増については、新設に優先して認めるものとします。

別紙 1

京都市未来こどもはぐくみプランから抜粋

山) 期

イ 各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み (単位:人)

教育・ 保育 提供区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
北1	266	599	103	369	244	616	125	380	192	633	148	390	208	633	148	390	209	633	148	390
北2	652	943	149	516	571	972	164	523	542	1,002	180	530	534	1,002	180	530	573	1,002	180	530
上京1	457	346	78	254	467	362	88	257	447	377	97	261	440	377	97	261	408	377	97	261
上京2	710	522	74	276	576	555	89	283	534	588	105	290	483	588	105	290	515	588	105	290
左京1	0	4	0	7	0	4	0	7	0	4	0	7	0	4	0	7	0	4	0	7
左京2	0	23	2	18	0	23	2	18	0	23	2	18	0	23	2	18	0	23	2	18
左京3	269	398	58	205	250	417	66	207	237	436	72	212	252	436	72	212	256	436	72	212
左京4	900	854	160	525	792	880	174	531	678	905	186	538	658	905	186	538	671	905	186	538
左京5	762	603	114	388	728	637	131	397	598	671	149	404	645	671	149	404	636	671	149	404
中京1	366	197	37	134	340	257	67	147	333	317	95	161	336	317	95	161	348	317	95	161
中京2	420	1,008	176	596	383	1,061	209	611	334	1,115	241	627	343	1,115	241	627	369	1,115	241	627
東山	439	560	89	337	473	584	105	345	441	608	121	352	476	608	121	352	488	608	121	352
山科1	245	745	93	374	239	745	113	383	245	745	132	392	217	745	132	392	214	745	132	392
山科2	551	546	80	307	539	560	98	315	512	573	116	323	511	573	116	323	497	573	116	323
山科3	642	558	78	304	650	558	89	311	635	558	102	316	546	558	102	316	494	558	102	316
下京1	523	559	117	392	468	586	137	400	503	613	155	410	511	613	155	410	538	613	155	410
下京2	516	147	31	125	489	176	42	130	456	206	53	134	429	206	53	134	425	206	53	134
南1	547	1,205	218	751	508	1,224	238	760	509	1,244	258	769	520	1,244	258	769	510	1,244	258	769

※ 各年度とも、年度末時点の数値

(単位：人)

教育・ 保育 提供区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
南2	0	367	61	227	0	383	75	235	0	399	91	240	0	399	91	240	0	399	91	240
右京1	187	301	44	147	161	320	48	150	136	338	53	152	125	338	53	152	132	338	53	152
右京2	394	228	37	130	348	243	47	134	286	259	57	138	268	259	57	138	288	259	57	138
右京3	900	1,055	173	621	779	1,090	196	631	766	1,124	218	642	753	1,124	218	642	799	1,124	218	642
右京4	671	491	104	340	640	528	126	349	584	564	146	359	598	564	146	359	569	564	146	359
右京5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
右京6	0	91	4	20	0	91	6	20	0	91	7	21	0	91	7	21	0	91	7	21
西京1	706	530	82	317	645	578	107	328	576	626	132	340	574	626	132	340	581	626	132	340
西京2	600	691	142	495	550	750	175	511	535	809	209	526	547	809	209	526	558	809	209	526
洛西	831	618	99	347	741	643	120	356	673	669	140	366	659	669	140	366	666	669	140	366
伏見1	345	500	66	262	329	508	86	272	302	516	106	281	259	516	106	281	256	516	106	281
伏見2	604	495	80	281	537	520	97	290	509	546	116	298	503	546	116	298	513	546	116	298
伏見3	448	442	59	234	400	442	59	234	369	442	60	234	348	442	60	234	338	442	60	234
伏見4	318	882	121	523	341	882	142	532	300	882	163	541	293	882	163	541	254	882	163	541
深草	350	549	83	312	351	563	95	318	348	577	108	323	350	577	108	323	337	577	108	323
醍醐	273	1,169	135	484	243	1,169	141	488	230	1,169	148	491	193	1,169	148	491	188	1,169	148	491
合計	14,892	18,226	2,947	10,618	13,782	18,927	3,457	10,853	12,810	19,629	3,966	11,086	12,579	19,629	3,966	11,086	12,630	19,629	3,966	11,086

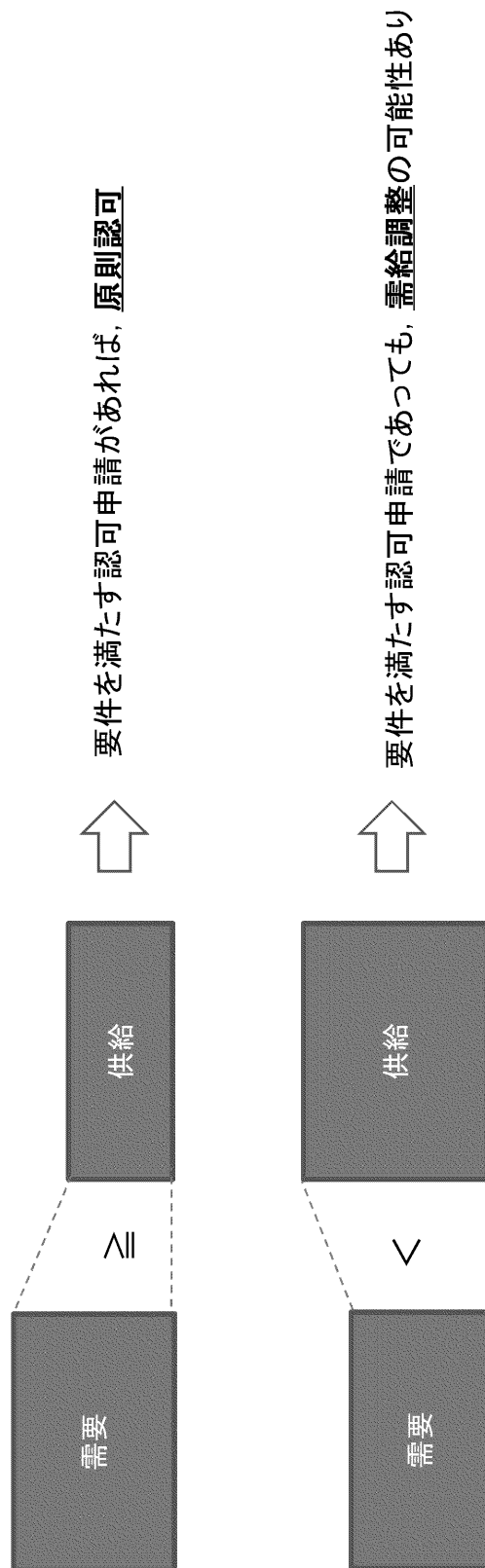
※ 各年度とも、年度末時点の数値

子ども・子育て支援事業計画に基づく需給調整

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、保育所及び小規模保育事業等から認可申請が行われたときは、都市部における保育需要の増大に対応できるよう、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則として認可することとされています。

都道府県(政令市・中核市)は、認定こども園・保育所等の認可申請時に、教育・保育提供区域ごとに、需要(必要利用定員総数)と供給(確保されている利用定員総数の状況)により客観的に判断。

- 需要(必要利用定員総数) $\geq$ 供給(区域内で確保されている利用定員数) → 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
- 需要(必要利用定員総数) $<$ 供給(区域内で確保されている利用定員数) → 需給調整



選考基準（地域型保育事業）案

＜選考基準の設定に係る考え方＞

- 客観的に採点できるような指標を設定する（採点者によって点数に差異が生じる項目は可能な限り除外）。
- 各項目の配点については、4点（10事業計画の項目は2点）を原則とする。
- 介護保険の募集要綱、指定管理者（児童館）の選定基準を参考に作成した。

	項目	内容・評価点	配点	満点	備考・考え方
1	法人格の有無	事業者は法人格を有しているか。	・法人格を有している場合 4点 ・法人格を有していない場合 0点	4	
2	事業者の実績	事業者は、認可保育所や認可幼稚園等の運営実績を有しているか。	・認可保育所，認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年以上 4点 ・認可保育所，認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年未満 2点 ・認可保育所，認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績なし 0点	4	公定価格における管理者設置加算の算定要件（2年の従事経験必要）を参考に設定。
3	財政基盤	必要な運転資金を確保しているか。	・年間事業費の12分の2以上の現預金を保有 4点 ・年間事業費の12分の1以上，12分の2未満の現預金を保有 0点	4	介護保険施設等については年間事業費の12分の2，保育所については12分の1以上の現預金を保有していることが認可要件。
4	事業類型	保育従事者全員が保育士資格を有する小規模保育事業A型の開設を予定する事業者を優先。	・小規模保育事業A型の開設を予定している事業者に4点を加点	4	

5	管理（予定）者の実績	管理者が以下の要件を満たしているか。 A 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有している。 B 保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は幼稚園において2年以上実務経験有	・ A、B の両方の要件を満たしている 4 点 ・ A 又は B のいずれかの要件を満たしている 2 点 ・ A、B いずれの要件も満たしていない 0 点 ・ 管理（予定）者が決まっていない 0 点	4	管理者の配置については、認可基準上必須ではなく、資格要件もないことから、一定の資格・実務経験がある管理者を選定する事業者を評価。
6	自園調理	自園調理（行事等の日以外、土曜日も含め毎日）は実施できているか。	・ 自園調理（A） 4 点 ・ 連携施設又は同一法人の施設等からの搬入（B） 2 点 ・ A 又は B 以外（※注）A 又は B 以外で認可対象となるのは、平成 27 年 3 月 31 日時点において、児童福祉法第 39 条第 1 項の規定による保育を行っていた者に限る。	4	平成 27 年 3 月 31 日時点において、児童福祉法第 39 条第 1 項の規定による保育を行っていた者が 27 年度以降に小規模保育事業等の認可を受ける場合は、自園調理以外の方法による食事提供を認める経過措置がある（5 年間）。
7	屋外遊戯場	屋外遊戯場は同一敷地内（屋上園庭を除く）で確保できているか。	・ 同一敷地内又は隣接地（道を隔てた程度）で確保 4 点 ・ 同一敷地内又は隣接地で確保できていない 0 点	4	認可基準上、屋外遊戯場については、園舎と同一敷地以外の離れた場所（代替地）での確保が認められている。
8	開設予定地	開設予定地は整備の必要性が高い地域か（北大路駅、二条駅、烏丸御池、山科駅、阪急桂駅、阪急西院駅、桂川駅、京都駅等のターミナルからの距離で判定）。	保育需要が高い地域に立地する事業者を優先。 相対比較し、ターミナルからの移動距離で最も近い立地の事業者は 4 点、次に近い事業者は 2 点を加点し、以降は加点なし	4	

9	権利関係	保育の用に供する建物は、安定的に確保されているか。	・自己所有 ・10年以上の貸借契約締結予定 ・貸借契約期間が10年未満又は未定	4点 2点 0点	4	
10	事業計画	開所時間（11時間）を超えて30分以上の時間外保育を実施するか。	・1日当たり30分以上の時間外保育を実施 ・1日当たりの時間外保育の実施時間が30分未満（未実施を含む）	2点 0点	2	現在、市内68箇所の地域型保育事業所のうち、時間外保育を1時間以上実施している事業所が5箇所、30分以上1時間未満実施している事業所は11箇所。
		人材育成に係る研修計画が整備されているか。	・人材育成に係る研修計画が整備されている ・人材育成に係る研修計画が整備されていない	2点 0点	2	
		事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されているか。	・事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されている ・事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されていない	2点 0点	2	
		感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されているか。	・感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されている ・感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されていない	2点 0点	2	
		苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置及び解決結果の公表に係る体制が整備されているか。	・苦情受付窓口、第三者委員及び解決結果を公表する体制が整備されている ・上記の体制が整備されていない	2点 0点	2	
11	第三者評価	第三者評価を受審しているか。（事業者の運営する全ての既存事業のうち	・過去3年間に受審している ・過去3年間に受審していない	4点 0点	4	公定価格上は、5年に1回、第三者評価を受審できるように加算が設定されている。

		1 事業所以上，他の都道府県のもので可。同一法人内の事業所に限る。）			
1 2	その他	その他	・昨年度の指導監査における文書指摘事項が未改善 △ 4 点 ・事業者の運営する全ての既存施設，事業において，過去 2 年間に重大事故（死亡事故等）や不祥事が発生 △ 4 点 ・過去，事業開設を申込み，認可対象事業者として選定されたにもかかわらず，認可申請を辞退したことがある（選定不履行） △ 4 点 ・過去，認可申込みの際に事業計画書を提出したが，施設又は事業所開設後，計画どおりの運営が行われなかったことがある △ 4 点	0	重大事故等の判定期間（過去 2 年間）については，指定管理者（児童館等）の選考基準と統一

(5 0 点満点)

選考基準（保育所）案

<選考基準の設定に係る考え方>

- 客観的に採点できるような指標を設定する（採点者によって点数に差異が生じる項目は可能な限り除外）。
- 各項目の配点については、4点（10事業計画の項目は2点）を原則とする。
- 介護保険の募集要綱、指定管理者（児童館）の選定基準を参考に作成した。

	項目	内容・評価点	配点	満点	備考・考え方
1	事業者の実績	事業者は、認可保育所や認可幼稚園等の運営実績を有しているか。	・認可保育所，認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年以上 4点 ・認可保育所，認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年未満 2点 ・認可保育所，認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績なし 0点	4	公定価格における管理者設置加算の算定要件（2年の従事経験必要）を参考に設定。
2	財政基盤	必要な運転資金を確保しているか。	・年間事業費の1/2分の2以上の現預金を保有 4点 ・年間事業費の1/2分の1以上，1/2分の2未満の現預金を保有 0点	4	介護保険施設等については年間事業費の1/2分の2，保育所については1/2分の1以上の現預金を保有していることが認可要件。
3	園長（予定）者の実績	園長予定者が以下の要件を満たしているか。 A 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有している。 B 保育所，認定こども園，地域型保育事業所又は幼稚園において2年以上実務経験有	・A，Bの両方の要件を満たしている 4点 ・A又はBのいずれかの要件を満たしている 2点 ・A，Bいずれの要件も満たしていない 0点 ・管理（予定）者が決まっていない 0点	4	保育所の園長については，認可基準上特に資格要件等が規定されていないことから，一定の資格・実務経験がある園長を選定する事業者を評価。

4	屋外遊戯場	屋外遊戯場は同一敷地内（屋上園庭を除く）で確保できているか。	・同一敷地内又は隣接地（道を隔てた程度）で確保 4点 ・同一敷地内又は隣接地で確保できていない 0点	4	認可基準上、屋外遊戯場については、園舎と同一敷地以外の離れた場所（代替地）での確保が認められている。
5	開設予定地	開設予定地は整備の必要性が高い地域か（北大路駅、二条駅、烏丸御池、山科駅、阪急桂駅、阪急西院駅、桂川駅、京都駅等のターミナルからの距離で判定）。	・保育需要が高い地域に立地する事業者を優先。 4点 ・相対比較し、ターミナルからの移動距離で最も近い立地の事業者 4点、次に近い事業者 2点 ・以降は加点なし 0点	4	
6	権利関係	保育の用に供する建物は、安定的に確保されているか。	・自己所有 4点 ・10年以上の貸借契約締結予定 2点 ・貸借契約期間が10年未満又は未定 0点	4	
7	事業計画	開所時間（11時間）を超えて1時間以上の時間外保育を実施するか。 事業所の在籍児に加え、在籍児以外の地域の子育て支援についても事業計画に盛り込まれているか。	・1日当たり1時間以上の時間外保育を実施 2点 ・1日当たりの時間外保育実施時間が1時間未満（未実施を含む） 0点 ・地域の子育て支援に係る方策を事業計画に規定している 2点 ・地域の子育て支援に係る方策を事業計画に規定していない 0点	2	現在、市内245箇所の民間保育所・認定こども園のうち、時間外保育を1時間以上実施している施設は172箇所。
		人材育成に係る研修計画が整備されているか。	・人材育成に係る研修計画が整備されている 2点 ・人材育成に係る研修計画が整備されていない 0点	2	

		障害児保育に係る研修計画が整備されているか。 事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されているか。 感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されているか。 苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置及び解決結果の公表に係る体制が整備されているか。	・障害児保育に係る研修計画が整備されている 2点 ・障害児保育に係る研修計画が整備されていない 0点 ・事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されている 2点 ・事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されていない 0点 ・感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されている 2点 ・感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されている 0点 ・苦情受付窓口、第三者委員及び解決結果を公表する体制が整備されている 2点 ・上記の体制が整備されていない 0点	2	
8	一時預かり事業	一時預かり事業を実施できるスペースを確保しているか。	・一時預かり事業の実施スペースを確保 4点 ・一時預かり事業の実施スペースを確保できていない 0点	4	
9	連携施設	地域型保育事業の連携施設に係る協定（3歳児以降の受入に係る連携内容を含む）を締結する見込みであるか。	・保育所が認可された際には、連携施設に係る協定（3歳児以降の受入に係る連携内容を含む）を締結する旨の覚書等を取り交している 4点 ・連携施設に係る協定（3歳児以降の受入に係る連携内容を含む）を締結する旨の覚書等を取り交していない 0点	4	

10	第三者評価	第三者評価を受審しているか。(事業者の運営する全ての既存事業のうち1事業所以上、他の都道府県のものでも可。同一法人内の事業所に限る。)	・過去3年間に受審している 4点 ・過去3年間に受審していない 0点	4	公定価格上は、5年に1回、第三者評価を受審できるように加算が設定されている。
11	その他	その他	・昨年度の指導監査における文書指摘事項が未改善 △4点 ・事業者の運営する全ての既存施設・事業において、過去2年間に重大事故(死亡事故等)や不祥事が発生 △4点 ・過去、事業開設を申込み、認可対象事業者として選定されたにもかかわらず、認可申請を辞退したことがある(選定不履行) △4点 ・過去、認可申込みの際に事業計画書を提出したが、施設又は事業所開設後、計画どおりの運営が行われなかったことがある △4点	0	

(50点満点)

- 認可を希望する事業者は、開設予定時期に応じ、下表のとおり受付期間内に事業計画書に事業計画書を提出する。
- 施設整備に当たって本市から補助金を交付する案件については、予算協議や施設整備に一定の期間を要することから、整備補助あり案件と整備補助なし案件で以下のとおり別々の受付期間を設ける。
- 受付期間終了後、同一の提供区域内に複数の事業者から事業計画書の提出があり、かつ、当該事業所等が予定する定員の合計数が整備必要量を上回る場合は、認可・確認部会において、どの事業者を認可申請の対象施設とするかを選考する。
- 選考された事業者は認可申請書を提出し、認可基準を満たしていれば認可・確認部会で意見聴取いただいたうえで、事業所認可。

	＜平成27年度＞					＜平成28年度＞					＜平成29年度＞					H30				
	H27 9月	10月	11月	12月	H28 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
28年4月 開設予定案件		補助 なし	部会 (選定)	部会 (意見 聴取)	認可															
29年4月 開設予定案件			補助あり (28年5月 補正予 算)	部会 (選定)		部会 (選定)	補助 なし	部会 (選定)		認可								部会 (意見 聴取)		
30年4月 開設予定案件								補助あり (29年度当 初予算)	部会 (選定)					補助 なし	部会 (選定)	部会 (意見 聴取)	認可			

＊ 〓 は事業計画書の受付期間。実線は整備補助あり案件、点線は整備補助なし案件。

【例：平成29年4月開設予定案件】

- 整備補助あり案件(平成28年5月市会補正予算案件)については、平成27年11月から平成28年1月を事業計画書の受付期間とし、平成28年2月の認可・確認部会において事業者を選定。
なお、実際に施設整備や職員確保が完了するのは開設の直前となるため、平成29年2月の認可・確認部会において、認可基準の適合状況について意見聴取。
- 整備補助なし案件については、平成28年9月から11月を事業計画書の受付期間とし、平成28年12月の認可・確認部会において事業者を選定。
なお、実際に職員確保が完了するのは開設の直前となるため、平成29年2月の認可・確認部会において、認可基準の適合状況について意見聴取。